森林経営プランナー認定要領

森林施業プランナー協会

第１　趣旨

戦後造成された人工林の過半が本格的な利用期を迎える中、需要を意識して、木材の有利販売事業を展開し、一方で、森林の持続経営や公益的機能の重要性に基づく、森林整備事業（造林・保育等）を地域においてバランスよく推進することができる者が求められている。これらを企画・実践する者を「森林経営プランナー」と位置付け、森林経営プランナー制度が創設された。

その制度創設を受け、森林施業プランナー協会（以下、「協会」という。）は、森林経営プランナーの全国統一の認定要領を定め、同要領に基づき認定された者を「認定森林経営プランナー」とする。

第２　認定方法

森林経営プランナーの認定に当たっては、協会で森林施業プランナーの認定を行っている試験委員会（以下、「委員会」という。）において審査を行い、審査に合格した者を協会が認定することとする。

第３　認定要件

１　認定要件は、委員会が定める以下の５項目とする。

①　所属組織の上部団体、所属組織の長等の推薦を受けている者

②　協会が指定する研修を修了している者

③　協会が指定するレポートを提出している者

④　所属組織において管理職経験（もしくは、これに準ずる職務経験）がある者

⑤　認定森林施業プランナーとしての業務経験が 5 年以上ある者、もしくは、集約化施業団地の設計実績が５団地以上ある者

２　但し、委員会において、上記要件①から⑤と同等レベルと認められた者についても認定要件を満たしている者とみなす。

第４　審査方法

１　審査は、委員会の書類審査によって行う。

２　審査に当たり、第３の認定要件を満たし、認定を希望する者は、協会が指定する以下の書類を提出しなければならない。

①　認定申請書

②　推薦状

③　研修修了証

④　レポート

⑤　業務実績証明書

３　上記提出書類が森林経営プランナー認定に適当であるか、委員会において合否判定を行う。

第５　認定の登録

１　審査に合格した者は、第４－２－①（認定申請書）の内容に基づき、協会が登録を行う。

２　協会は、申請者に対し、登録されたことを証明する「森林経営プランナー認定証」を交付するものとする。

３　認定登録を受けた者は、１に定める申請書の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。

第６　認定登録の有効期間

認定登録の有効期間は３年間とする。但し、既に認定森林施業プランナーとして登録している者は、その認定登録有効期間と同様とする。

第７　認定登録の更新

１　認定登録の更新に当たっては、委員会が別に定める更新要件（別紙）を満たさなくてはならない。

２　認定登録の更新を受けようとする者は、認定有効期間の最終年度に「森林経営プランナー登録更新申請書」及び協会が指定する更新要件を満たすことを証明する根拠書類を協会に提出する。

３　協会は、申請内容が適正と判断した場合には、申請者に対し森林経営プランナーの登録を更新し、認定証を交付する。

４　認定登録更新を受けた者は、２に定める申請書の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を協会に届け出る。

第８　更新後の認定登録の有効期間

更新後の認定有効期間は３年間とする。

第９　登録料・更新料

１　既に認定森林施業プランナーとして登録されている者は、森林経営プランナーの登録料・更新料は無料とする（森林施業プランナーの更新料の納付は必要）

２　認定森林施業プランナーでない者は、協会が別に定める、森林経営プランナーの登録料・更新料を登録時・更新時に納付しなければならない。

第10　認定の取消

認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、委員会の承認の上で、協会は認定を取り消すことができる。

①　虚偽または不正の事実に基づいて森林経営プランナー認定を取得したことが判明した場合

②　森林経営プランナーの地位を著しく下げるような行為を行った場合

③　禁錮以上の刑に処せられた場合

附則

この要領は、令和３年２月１０日から施行する。

附則

この要領は、令和３年１２月２日から施行する。

（別紙 1）

森林経営プランナー認定更新要件

継続学習（自己研鑽）の自己申告

森林経営プランナーとして必要な知識や技術を維持し、社会に信頼される森林経営プランナーであるため、有効期間内の継続学習（自己研鑽）に取り組み、その取り組みを以下の表に示す継続学習（自己研鑽）により、認定有効期間内に 10 点以上獲得し、登録更新要件表（別紙 2）にて自己申告することを更新要件とする。

表）継続学習（自己研鑽）の配点基準

区分	内容	配点基準	
		単位	配点
外部研修への参加	全国森林組合連合会が開催する認定森林経営プランナー向け研修会に研修生として参加（オンライン研修を含む）	1 回	2 点
	森林・林業関係団体（※）が開催する研修会・シンポジウム等に研修生として参加（オンライン研修を含む）	1 回	1 点
外部研修への出講	森林・林業関係団体（※）が開催する研修会に講師として参加（オンライン研修を含む）	1 回	3 点
林業大学校（教育機関）等への出講	林業大学校（教育機関）等の授業に講師として参加	1 回	3 点
内部研修への参加	所属先が開催する内部研修に研修生として参加	1 回	1 点
内部研修への出講	所属先が開催する内部研修に講師として参加	1 回	2 点
外部の委員会等への出席	森林・林業関係団体（※）が企画する委員会に委員として出席	1 回	1 点
雑誌等への寄稿	森林・林業関係団体（※）が発行する雑誌等に論文・報告文等を寄稿	1 件	3 点
その他	内容を記載	－	－

※国・地方公共団体、林業関連の協会・団体、林業関連民間事業体等

※その他の配点については、事務局で内容確認の上、別途通知する。

※令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

（別紙2）

登録更新要件表

対象期間	経営プランナー認定日　～　認定有効期限内	
取得が必要なポイント数	10	点
取得した総ポイント数	0	点

継続学習の内容（実績）		研修会の名称等の具体的な内容	配点(a)	回数(b)	獲得ﾎﾟｲﾝﾄ（a×b）
	外部研修への参加	全国森林組合連合会が開催する認定森林経営プランナー向け研修会に研修生として参加（オンライン研修を含む）	2点		
			計	0	0
		森林・林業関係団体（※）が開催する研修会・シンポジウム等に研修生として参加（オンライン研修を含む）	1点		
			計	0	0
	外部研修への出講	森林・林業関係団体（※）が開催する研修会に講師として参加（オンライン研修を含む）	3点		
			計	0	0
	林業大学校（教育機関）等への出講	林業大学校（教育機関）等の授業に講師として参加	3点		
			計	0	0
	内部研修への参加	所属先が開催する内部研修に研修生として参加	1点		
			計	0	0
	内部研修への出講	所属先が開催する内部研修に講師として参加	2点		
			計	0	0
	外部の委員会等への出席	森林・林業関係団体（※）が企画する委員会に委員として出席	1点		
			計	0	0
	雑誌等への寄稿	森林・林業関係団体（※）が発行する雑誌等に論文・報告文等を寄稿	3点		
			計	0	0
	その他	内容を記載			
			計	0	0

※国・地方公共団体、林業関連の協会・団体、林業関連民間事業体等

※その他の配点については、事務局で内容確認の上、別途通知する。

※令和6年1月1日から適用する。